



〒220-6010

横浜市西区みなとみらい 2-3-1

クイーンズタワー A 10F

電話:045-682-5271

FAX: 045-682-5253

PRJ11100380399 号.0

日本原燃株式会社 殿

2022年9月8日

2022年度 第1回定期監査 報告書 全体総括

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	2022年度 第1回定期監査
監査対象部門	監査室、安全・品質本部、再処理事業部・技術本部、濃縮事業部、埋設事業部
監査場所	Webexによる遠隔監査
監査実施日	2022年7月21日、22日、25日～29日
担当監査員	(LRQAリミテッド) [Redacted]

2. 2022年度 第1回定期監査の視点

2.1 監査対象部門

今回の監査は下表に示す5グループ別に実施した。

グループ	監査対象部門
(その1)	監査室
(その2)	安全・品質本部
(その3)	再処理事業部・技術本部
(その4)	濃縮事業部
(その5)	埋設事業部

2.2 第三者による定期監査の経緯

LRQAリミテッド(旧ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)(以下、「LRQA」という)は、日本原燃(株)(以下、「日本原燃」という)に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施してきた。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の確立に係る改善策(以下、「改善策」という)」の取り組み状況の確認に加え、その後の取り組みの進捗や日本原燃の状況に合わせて

注力する項目を監査対象として組み入れてきたが、一貫して「決められたことが決められた通り行われているか」の適合性に視点を置いた監査の形態してきた。

その結果、トラブル発生時に策定した是正処置が決めた通りに実施されていること、また、品質マネジメントシステム（以下、「QMS」という）等の仕組みが確立され、決めた通りに実施されていることが確認された状況から、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨、ならびに「改善策」が風化・形骸化の兆候がない旨の評価をおこない、今日に至っている。

以上の状況を踏まえ、2022年度の定期監査においては、日本原燃が「改善策」を受けて確立したQMSに係る活動の実施状況について、自ら定めた事項が実施され、それが効果あるように運用されているかを確認することとした。

2.3 2022年度 第1回定期監査の対応方針

2022年度第1回定期監査の対象は、再処理工場のしゅん工、濃縮工場の運転再開、埋設センターの安全・安定操業に向けた業務の実施状況を確認する。

なお、安全・品質本部および監査室については、それぞれが実施している調達先監査・内部監査を含めるものとする。

以上に対する具体的な監査項目を表1に示す。

表1 2022年度 第1回定期監査項目

監査項目
(1) QMS活動の実施状況
① 関係部門とのコミュニケーション（例：隔離作業での連携）
② 技術の伝承
③ 調達先監査（安全・品質本部）
④ 内部監査（監査室）
(2) 前回までのフォローアップ（今回は観察事項が対象）

対象部門ごとの監査項目を表2に示す。

表2 対象部門に対する監査項目

対象部門	表1中の監査項目の番号				
	(1)				(2)
	①	②	③	④	
再処理事業部	○	○	—	—	—
技術本部	—	—	—	—	—
濃縮事業部	○	○	—	—	○
埋設事業部	○	○	—	—	—
安全・品質本部	○	○	○	—	—
監査室	○	○	—	○	—

注記：監査項目の内、被監査部署において該当がない項目は監査対象から除外する。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成するが、実地監査を主体に行った。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準などが適切に文書化されていることを確認するものである。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証するとともに、PDCA展開状況の評価を行うものである。

実地監査では実態を把握することが重要との観点から抜き打ち性に注力し、可能な限り監査当日に監査員から求められたエビデンスを提示していただく形態とした。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点で、Webexによるオンラインでの質疑応答を実施した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。今回の監査では下記を監査基準とした。

- ◆『原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程』、『役務に係る品質マネジメントシステム規程』、および下位の社内標準類
- ◆『原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則』および『ISO 9001:2015 (JIS Q 9001:2015)』（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示した。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定した。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査は2名1組（チームリーダーおよびメンバー）のチームで対応し、それぞれに監査部署の割付けを行い、内1名がオンラインでの遠隔監査時の司会進行役をつとめた。

ただし、全体的なまとめはチームリーダーが行った。

7. 監査対象部門ごとの監査結果

監査対象部門別の監査結果は、それぞれ別個の報告書に編集したので参照いただきたい。

グループ	監査対象部門	監査報告書
(その1)	監査室	PRJ11100380399号-1
(その2)	安全・品質本部	PRJ11100380399号-2
(その3)	再処理事業部・技術本部	PRJ11100380399号-3
(その4)	濃縮事業部	PRJ11100380399号-4
(その5)	埋設事業部	PRJ11100380399号-5

8. 監査対象のサンプリング

監査の抜き打ち性を確保しつつオンラインによる監査を効率的に行うために、監査項目の“内部監査”に対しては計画書を含む全部門の監査報告書を事前に提出いただき、また“調達先監査”に対しては年度計画書と総括報告書を事前に提出いただいた上で、当日、それらに関連する各種エビデンスを準備の上、対応いただけやりかたとした。

9. 監査結果

総合所見は下記のとおりである。

9.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明だけではなくエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において2.3項の表1の監査項目について可能な限り監査を行った結果、いずれの被監査部門においても「指摘事項」および「観察事項」は観察されなかった。

また、「提言事項」については、安全・品質本部に対して3件、監査室に対して2件を提起した。

9.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCAを展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組み構築が進められている。こうした状況の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる「良好事例」を、再処理事業部・技術本部に対して4件、埋設事業部に対して2件、そして監査室および濃縮事業部に対して各1件を抽出した。

9.3 各監査項目に対する個別所見

(1) QMS活動の実施状況

①関係部門とのコミュニケーション

監査室、安全・品質本部、再処理事業部・技術本部、濃縮事業部および埋設事業部のすべてにおいて、関係部門とのコミュニケーションに係る不適切な事象あるいは懸念される事象は観察されず、特段の問題はないものと判断する。

一方、コミュニケーションに必要な5つの要素（誰が、いつ、何を、誰に、どのように）については、結果として概ね網羅されている状況であったが、情報発信する際にこれらをどの程度、意識しているかについて監査チームとして確認を持つことができなかつたのが事実である。これは要求事項が極めて当たり前であること、また、改めて意識をしなくても業務要領の規定事項、業務フローならびに管理帳票の記載項目などを総合することによってこれらの5つの要素が加味された状態になるためと考えられる。しかし、これらのどれかひとつでも欠落することで必要な情報がきちんと伝達されず、思わぬ品質問題や災害の発生に至ることが想定できるので、これを機会に再認識することが望まれる。

なお、監査室に対しては内部監査要則（含むフロー図）にコミュニケーションに必要な5つの要素を明確にすること、また、安全・品質本部に対しては、日常業務手順へのコミュニケーションに係る5つの要素の明記、ならびに社外から受けた問い合わせに対する回答の確認の仕組みについて提言事項を提起した。

②技術の伝承

技術の伝承をする上で、QMS規程の要求事項である“組織の知識”を利用することが理に適っていると受け止められる。その観点で、監査室、安全・品質本部、再処理事業部・技術本部、濃縮事業部および埋設事業部のすべてにおいて標準類が制定されていることから「プロセスの運用に必要な知識」は既に備わっていると判断する。また、部署によって整理の仕方はさまざまだが、日常業務で得られたノウハウ集、トラブル集などに代表される「業務・原子力施設の適合を達成するために必要な知識」についても構築されている状況を確認した。さらにこれらの知識は適宜最新の状態に維持されており、必要とする者が容易に閲覧あるいはアクセスができるようにしていることから、この状態を維持することで特段の問題はないものと判断する。

③調達先監査

安全・品質本部 品質保証グループの調達先監査については、調達先監査に係る年度計画のもと、被監査企業ごとの監査計画策定及び監査が対応要領に基づいて実施されている。その結果、監査過程で顕在化した指摘事項に対する是正処置のフォローアップまで見届けることにより、最終的には調達先のマネジメントシステムの改善に資する活動が適切に行われていると判断する。

なお、監査員を推薦によって主任監査員と認める運用の明確化について提言事項を提起した。

④内部監査

監査室 品質監査グループによる内部監査は、内部監査要則に適合して実行されており、監査チームの意欲的な取組みによって抽出事項が多方面にわたって提起されている。その結果としてマネジメントシステムの改善につながっていることは、全般的に見て内部監査の活動状況は健全で良好な状態にあると判断する。

(2) 前回までの監査結果(指摘事項など)のフォローアップ

前回（2021年度第2回）の定期監査において、2件の観察事項が提起された。いずれについてもフォローアップが適切に実施されていることを確認した。

10. 終わりに

今回の監査項目ごとの状況については個別所見（9.3）に記載のとおりで、全般的には良い状態であることから、改めての懸念される事象は観察されなかった。

また、今回の監査項目である関係部門とのコミュニケーションと技術の伝承はどちらも日本原燃の主要業務プロセスを支えている活動分野であり、あまり難しさが伴わない領域と受け止めることができる。それだけにどちらかと言うと軽視されがちになるが、この機会にそれぞれに対してJIS Q 9001:2015が何を求めているかについて理解を深めていただき、それによってより充実したマネジメントシステムの維持と運営に努めていただくことが期待される。

以上